

第 58 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 24 年 10 月 26 日（金）12：58 ～ 14：27

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

石津総務大臣政務官、前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第 44 号「国勢調査に係る匿名データの作成について」
- (3) 諮問第 45 号「国民生活基礎調査の変更について」
- (4) 諮問第 46 号「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」
- (5) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまから第 58 回統計委員会を開催させていただきます。

本日は川本委員が所用のため御欠席です。

議事に入る前に、本日は新しく御就任されました、総務省の石津大臣政務官にも御出席いただいております。お忙しいところどうもありがとうございます。

審議の前に、政務官におかれましては統計行政に関する今後の抱負も含めまして、御挨拶をお願いいたします。

○石津総務大臣政務官 皆様、改めましてこんにちは。ただいま御紹介いただきました、このたび野田改造内閣で総務大臣政務官を仰せつかりました石津政雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は日頃から大変お世話になっております樋口委員長初め、各委員の皆様方には大変お忙しい中をお運び賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から国あるいは地方の公的統計万般にわたりまして、その整備発展含めまして本当に専門的な知見から、大所高所から御指導、御尽力を賜っております。心から御礼を申し上げたいと思います。

既に御案内のとおり、政治とか行政の基本は統計が足場になればならないだろうと考えております。私もしばらくの間、茨城県の大洋村というところで村長をさせていただきました。その中で各委員の皆様方が整備していただいた制度に従って、各市町村で国から委嘱させていただいております統計調査員の皆様方のお骨折りをいただきまして、国勢調査を初めとして本当に多くの調査をしていただき、かつ、それを統計的処理によって、我々がそれを参考にさせていただきながら、今までの反省と、次の新たな行政の展開に資する非常に大きな、しかも重要な資料だと位置づけてやってきた経緯がございますし、今回、国という立場でございますが、さらにその認識を強くしているところでございます。

全体にわたる公的統計の総合調整ということもありますけれども、しかし、やはり現場でしっかりと的確な調査が行えるような体制もしっかりと作っていかねばならないだろうと考えておりますので、まだまだ経験不足ではございますが、今後、先生方の御指導をいただきながらしっかりと汗をかかさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げる次第でございます。

大変雑駁ではございますが、私の挨拶に代える次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○樋口委員長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料について事務局からお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 それでは、本日の議事と資料を確認いたします。議事次第を御覧いただきたいと思います。

まず議事（１）でございますけれども、本日諮問される３つの統計調査の審議に御協力いただきます専門委員の任命等について、資料１と資料２により説明いたします。

議事（２）ですが、国勢調査に係る匿名データの作成についての諮問でございます。対応する資料は資料３になります。

議事（３）は国民生活基礎調査の変更について。

議事（４）は法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更についての諮問です。それぞれ対応する資料は資料４、資料５でございます。

最後に議事（５）その他で報告事項がございます。

以上のとおりです。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がございますように議事に従って進めてまいりたいと思います。

議事（２）以降に本日諮問されます各統計についての議論があるかと思えます。これに先立ちまして議事の資料１のとおり「国勢調査に係る匿名データの作成について」の審議に参加していただくため、伊藤伸介専門委員、加藤久和専門委員、安田聖専門委員を、また「国民生活基礎調査の変更について」の御審議に参加いただくため、辻一郎専門委員、中村隆専門委員、宮川めぐみ専門委員を、そして「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」の御審議をいただくために、中野豊専門委員、牧野治世子専門委員を本日 10 月 26 日付で任命しております。

また、今回諮問される法人土地基本調査は SNA でも利用されることが想定されておりますので、SNA に関する知見の深い中村洋一委員にもこの審議に御参加いただくことにしたいと思います。

その結果、部会に所属すべき委員及び専門委員につきましては、資料２に記載されているとおりにしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

（石津総務大臣政務官退室）

○樋口委員長 それでは、引き続きまして２番目の議事に移ります。

諮問第 44 号、国勢調査の匿名データ化について、総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○井上総務省統計局統計調査部調査企画課長 総務省統計局でございます。

資料３「国勢調査に係る匿名データの作成について」という諮問文を配布いただいておりますので、これに基づきまして簡潔に御説明申し上げます。

別添 1 を御覧いただければと思います。

私ども初めて全数調査である国勢調査を今回匿名データとして提供いたしますので、この匿名化の方法についてもかなり慎重に検討を進めてきたところでございます。

今回提供する調査年次といたしまして、ユーザーの方々の有用性の観点からも、平成 12 年の国勢調査、いわゆる大規模調査と、それに続く 17 年の簡易調査、この 2 つの年次につきまして匿名データ化して提供できればと考えております。

提供いたしますファイルですが、世帯単位での作成を考えております。

作成に使用するデータでございますが、基本的には調査内容を数値とか符号に置き換えた電磁的記録の全数データを考えており、当然のことながら氏名といったものはここには含まれておりません。

地域の区分でございますが、国勢調査につきましては地域情報のニーズが非常に高いということもございまして、従来からこの調査におきましては人口 50 万以上の市区の詳細な統計表を提供しているという経緯がございます。

また、ここでは直接書いてはおりませんが、政策統括官室で作成された「匿名データ作成・提供に係るガイドライン」がございまして、その中で地理的情報の条件として、地域内に最小でも人口 50 万以上いなければならないとされています。こうした状況を勘案いたしまして、今回提供するものは都道府県及び人口 50 万以上の市区としたいと考えております。

今回の匿名データ作成に当たりましては、先ほどのガイドラインの中でも秘匿の観点から、こうしたサンプリングという手法を推奨されておりますので、全てのデータではなく、母集団の 1 %をサンプリングして提供していきたいと考えております。また、これまで先行して提供してまいりました他の統計調査の匿名データのそれぞれのサンプリング率、総人口比率の表を載せておりますが、それを勘案しても総人口の 1 %は、十分な分析データを提供できる水準にあるのではないかと考えております。

次に、4 頁のサンプリングの方法ですが、一般世帯及び施設等の世帯ごとに抽出を行い、これを統合する形で提供申し上げたいと考えております。

ただ、一般世帯は世帯単位で抽出いたしますが、施設等の世帯、これはどういうものかと申しますと、例えば病院、社会施設、学生寮、自衛隊の宿舎のようなもので、その施設全体を 1 つの世帯として取り扱っております。これを世帯で抽出すると施設全体の人数が上がってまいりますので、この施設等の世帯については個人単位で抽出したいと考えております。その後は、以下に書いてある手順に則つとりまして、作業を進めていきたいと考えています。

こうして抽出したデータにつきまして、「情報の削除」、「分類区分の再編」、「スワッピング」という 3 つの匿名化の手法を導入し、この 3 つの手法をもって匿名化を徹底できればと考えています。

情報の削除につきましては、できる限り最小限にとどめていきたいと考えております。まず、直接的な識別情報は削除せざるを得ないのですが、それとともに発生頻度が低い値或いは特徴的な値がございまして、分類区分の再編等を行いましても客体が特定されるおそれが高い世帯につきましては、削除したいと考えております。

それは（２）で書かせていただいておりますが、例えば世帯人員が多い世帯、地域によってどれぐらい世帯人員のばらつきがあるかと申しますと、例えば東北県は関東の都県と異なり家族の人員が多い状況ですので、地域のそのような状況を勘案して、世帯人員を地域の状況に応じて、7 以上いる世帯の削除から 9 以上いる世帯の削除までの間で、削除の上限を異にして行ってまいりたいと考えています。

父子世帯も政策ニーズの高い対象ではありますが、父子世帯は全国でおよそ 9 万世帯ぐらいでありまして、また、外観識別性も高い世帯であること考えると、私どもの作成案では削除することを考えております。

そのほか年齢差の大きい夫婦とか、年齢差の大きい、或いは逆に小さい親子のいる世帯とか、外国人であって、なおかつ子供がたくさんいる、そうした世帯につきましては削除すること考えております。

(3) ですが、既存の統計表で母集団一意又は二意であることが判明しているレコードを含む世帯につきましても、これを削除したいと考えております。なお、外観識別性が高いと考えられる項目が含まれる統計表については、地域において母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯も削除することを考えております。

次に、分類区分の再編ですが、この分類区分は基本的に国勢調査の報告書の分類区分ですが、客体が特定されるおそれの高い分類区分を統合する、あるいはトップコーディングすることで対応したいと考えております。

その基準としては、先ほど申し上げましたガイドラインに則りまして、当該区分が母集団全体に占める比率が 0.5%未満であることを1つの目安として再編、統合、トップコーディングという形で作成案を作っております。

5頁の(1)では、世帯員に関する項目の再編を記載しております。私どもは今回提供する匿名データは、都道府県或いは人口50万以上の市区で、このような地域に分割すると、かなり0.5%基準に該当してくるものも出てきますので、年齢に関しては5歳階級別で提供することを考えております。また、85歳以上の年齢でトップコーディングを考えております。平成21年に社会生活基本調査など、先行して提供した匿名データを作成する際、統計委員会からのその答申の中でも、高齢者の年齢につきましては85歳以上をトップコーディングすることが必要との答申を頂いていることもございますし、今回も85歳以上でトップコーディングを行うことを考えております。

世帯主との続柄につきましても、その一部につきましては統合することを考えております。

国籍でございますが、「日本人」と「外国人」の2区分で、外国籍の内訳は提供できないと考えております。外国籍に関してはもう少し詳しく出せないのかというお話もございまして、例えばアジアとか中国・韓国だけでも出せないかということで私どもも検討させていただいたのですが、ガイドラインの基準にも抵触いたしますし、客体特定のリスクが高く、ここは「日本人」と「外国人」の2区分で提供させていただきたいと考えています。

5年前の居住地につきましては、日本国の外からこちらに来た方がガイドライン基準を下回っているものが散見されますので、これも他県から来たという方々と統合させていただきたいと考えています。

労働力状態につきましては、通学のかたわら仕事をする方が、やはりこれも地域別に見ていくとガイドラインの基準を下回るものがございますので、これを「家事のなどのほか仕事」と統合したいと考えています。

就業時間ですが、これは実数で提供させていただくとともに、階級も合わせて提供させていただきます。なお、実数につきましては90時間以上をトップコーディングすることを考えています。

従業上の地位でございますが、この中で「雇人のある業主」と「家庭内職者」につきましては、地域区分で見えていきますとガイドラインの基準を下回るものが結構出てきまして、どこかと再編せざるを得ず、これにつきまして国勢調査の報告書の中ですと、ここにある「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「家庭内職者」を含めて「自営業主」として表章していますので、これに従って三つを統合する案を提示させていただいております。

産業でございますが、これも幾つか統合しなければならない分類がございます、「農業」、「林業」、「漁業」につきましては、これを統合します。「鉱業」も非常に出現率が小さい部分ですので、ここでは「建設業」と統合した案となっております。「電気・ガス・熱供給・水道業」につきましても出現率が小さく、「製造業」に統合する案となっております。「複合サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」につきましても統合して提供させていただくことを考えております。

この統合自体は日本の産業分類或いはこれまで公表しています様々な統計の産業分類とは若干違う形になっておりますが、それぞれの業としての活動の類似性に着目する形で、私どもとしては作成案を作らせていただきました。部会で御審議いただければと考えております。

職業でございますが、これにつきましても大分類で提供してまいりたいと考えてきましたが、これも例えば高齢者とか女性において地域表章すると、ここで掲げているような職業の方々はかなり母集団一意が散見される状態が出てきまして、やはり統合が必要との結論に至ったところでございます。

常住地による従業地・通学地でございますが、これは「他県で従業・通学」が地域表章すると母集団一意が散見されますので、これは「県内他市区町村で従業・通学」と統合すること考えています。

利用交通手段でございますが、私どもの諮問文では利用交通手段が一種類の場合の「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」、「オートバイ」、「その他」を統合することを考えています。これにつきましても必ずしもこれが唯一の回答ではないのかもしれませんが、ぜひ御議論いただければと考えているところでございます。なお、交通手段が2種類以上のものは、外観識別性の観点からはおそらく追跡が非常に難しいことから、今回は再編の対象とはしないと考えております。

(2) 世帯に関する項目でございます。ここでは世帯は「一般世帯」と「施設等の世帯」の2区分とさせていただきますが、「施設等の世帯」につきましては、その内訳は提供しないということで整理したいと考えております。

具体的な内訳は、例えば「寮・寄宿舎の生徒」「病院・療養所の入院者」「社会施設の入所者」で出てきてしまいますので、極めて母集団に対する比率も小さいことと、外観識別性の観点からもこれを出すことはできないと考えているところです。

6頁の世帯人員につきましては、アの部分は先ほど削除のところで申し上げた話でございます。イの部分につきましては、「施設等の世帯」は単身世帯という扱いにしております。いわゆる国勢調査上の施設全体を1つの世帯として扱う人員を、ここで提供するというわけではないということを報告申し上げます。

世帯の家族類型につきましては、6区分で提供し、特に再編等を行わないということでございます。

家計の収入ですが、この項目は、国勢調査の調査項目の中でも最も忌避感が強いものでありまして、実査に与える影響もかんがみて提供を控えたいと考えておりますが、これにつきましても何とか工夫して提供することはできないかという御意見もございますので、部会でどういう方法が最も適当かを御議論いただければと考えております。

「住宅の所有の関係」につきましては、外観識別性の高い「都市機構・公社の借家」はすぐわかってしまいます。「間借り」につきましても統合することで考えております。

住宅の床面積につきましても、これは階級で御提供するとともに、200平米以上の部分をトップコーディングしたいと考えております。

住宅の建て方、建物全体の階数及び世帯が住んでいる階ですが、これも「長屋建」は「その他」と統合するとともに、全体の階数につきましても、例えば地方によっては高層の建築物が非常に少ないところもありますし、場合によっては非常に外観識別性が高くなる部分でもありますので、階級で提供するとともに、地域の実情に応じて年齢階級と同様のやり方で再編統合を行っていきたいと考えております。世帯が住んでいる階につきましても同様でございます。

こうした形で行っていきたいと考えているところでございます。匿名化という観点からすると難しいところもあるのですけれども、部会で御審議をお願いしたいと考えているところでございます。

最後にスワッピングと書いておりますが、国勢調査は全数調査でもありまして、匿名化措置の徹底という観点から、一部世帯をほかの地域の類似世帯と入れかえるスワッピングの手法を導入することを考えております。これにつきましても部会で御審議いただきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

この件は匿名データ部会で御審議いただくというふうにしたいと考えておりますが、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○白波瀬委員 1点だけお伺いしたいのですけれども、情報の削除のところで「年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯」についてです。該当数がそれほど多いと思えませんの

で大きな影響はないかと思いますが、再婚の場合には年齢差が大きい/小さいケースが考えられます。家族の形態の多様化を考慮しますと、こういうケースが出てくることは想定されますので、単純に年齢差から削除してよいものか、御審議のほどお願いしたいと思ます。

以上です。

○樋口委員長 事務局のほうで何かありますか。承るということによろしいですか。

ほかにどうでしょう。これは私もこの間、申し上げさせていただいたのですが、年齢のところは今回5歳刻みとなっているのです。今、年齢は非常に注目されているところも多くて、例えば選挙権を18歳にしたらという、この場合5歳刻みになると検討もできないし、年金の支給開始年齢も1歳刻みで上がっていくというようなこともあって、60～64一括ですと言うとどうなのかなというところがありますので、これも御検討いただければと思ます。

1%抽出だと130万人ほど人数ベースでサンプリングされて出てくるわけです。であると1歳刻みでも、ほかの情報と合せて外観識別ができるかどうかというような問題があるかもしれませんが、御検討いただけたらと思ます。よろしいでしょうか。

○廣松委員 蛇足かもしれませんが、恐らく経済統計としての意味で言うと家計の収入のところは全く情報が出ないというのは気になるというか、もちろん大変忌避感が強い項目であることは事実だと思うのですが、その辺も部会で慎重に審議をしていただければと思ます。

○樋口委員長 ほかにいかがでしょうか。もう既にいろいろ御意見いただいているところでもありますので、部会においてはそれも含めて御検討いただければと思ますが、よろしいでしょうか。よろしければ匿名データ部会で御審議いただくことにしたいと思ます。椿部会長よろしくお願いたします。

次の3番目の議題に移ります。諮問第45号、国民生活基礎調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明お願いたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 総務省政策統括官室の金子でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料4に基づきまして、国民生活基礎調査に係る諮問の概要を御説明させていただきます。

今回お諮りいたしますのは、厚生労働省が実施しております基幹統計調査である国民生活基礎調査の変更に係るものです。

お手元の資料4について構成を申し上げますと、まず最初に諮問の公文1枚紙、その次に諮問の概要が2枚ほどございまして、その次にポンチ絵で作成した「国民生活基礎調査の概要」、その次に「国民生活基礎調査結果の利用状況」、その後ろが調査実施者であります厚生労働省から総務省に対して提出がございました「基幹統計調査の変更について」という申請書類の一件つづりとなっております。

それでは、まず初めに調査の概要につきまして、今、御説明申し上げました諮問の概要の後ろについております「国民生活基礎調査の概要」に基づきまして説明させていただきます。

国民生活基礎調査は、昭和 61 年度を初年度といたしまして、旧統計法下で指定統計調査という形で開始されたもので、現行の統計法下でも基幹統計調査とされているものでございます。

この調査は毎年実施されておりますけれども、3年ごとに世帯、健康、介護、所得、貯蓄の状況を調査する大規模調査が行われており、その中間年には世帯と所得の状況を調査する簡易調査が行われます。今回、諮問の対象となるものは平成 25 年に実施予定の第 10 回目の大規模調査です。

調査の目的でございますが、この国民生活基礎調査の概要の資料の最初の○に記載しておりますけれども、厚生労働省が国民の保健、医療、福祉、年金、所得等の基礎的事項を調査し、同省の所掌事務に関する政策、すなわち少子高齢化への対応あるいは社会保障といった厚生労働行政に関する施策の企画立案に必要な基礎資料を得るということが主な目的でございます。

また、厚生労働省が基礎調査の実施後に、その調査対象の一部を対象にしてさらに実施する一般統計調査の母集団情報の整備という目的もでございます。

続きまして、調査事項でございますけれども、大規模調査におきましては5種類の調査票を用いて調査が実施されます。具体的には資料の4つ目の○に調査事項ということで記載しております。

調査票は1つ目が世帯票。これは世帯員数とか世帯員の就業状況等を把握するものでございます。

2つ目が健康票。これは世帯員の健康状態とか健診の受診状況等を把握するもの。

3つ目が介護票。これは世帯員のうち要介護者の要介護度あるいは介護サービスの利用状況を把握するものでございます。

4つ目が所得票。これは世帯員の所得の種類別金額とか課税金額等を把握するものでございます。

5つ目が貯蓄票。これは世帯の貯蓄現在高あるいはその増減理由等を把握するものでございます。

これらの調査票の調査対象につきましては、その1つ上の3つ目の○に記載してございますが、世帯票及び健康票につきましては国勢調査の調査地区から無作為抽出した調査地区に住む約 27 万 7,000 世帯（約 71 万 6,000 人）、介護票につきましては世帯票、健康票の調査対象世帯の約半分の世帯における要介護者約 6,000 人、所得票及び貯蓄票につきましては、介護票の調査対象世帯とならなかった世帯から無作為抽出した約 5 万世帯となっております。

これらの各調査票の調査対象地区の関係につきましては、資料1をめぐっていただきますと「平成25年国民生活基礎調査の体系(案)」がございしますが、この中でそれぞれの調査票の関係等について記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

基礎調査の概要に戻りまして、本調査の調査期日や調査方法について。これにつきましては、2つ目の○の調査の期日及び5つ目の○の調査の流れというところで記載してございますが、世帯票・健康票・介護票につきましては平成25年6月に厚生労働省から都道府県、さらに各保健所を通じまして調査員調査で実施する予定となっております。また、所得票・貯蓄票につきましては、世帯票等の調査から1カ月後の平成25年7月に厚生労働省から同じく都道府県を経由いたしまして、こちらは福祉事務所を通じて調査員調査による実施を予定しております。

続きまして、調査結果の利用状況でございますが、調査結果は厚生労働省におきまして健康増進あるいは疾病対策、少子・高齢化対策等の施策の検討を行う際の基礎資料として活用されております。具体的には概要の資料から2枚ほどめぐっていただきますと「国民生活基礎調査結果の利用状況」という形で簡単にまとめてございますが、御覧のとおり、まず行政上の施策への利用ということで、①といたしまして健康診断あるいはがん検診の受診率の測定といったものに利用されている。以下②、③、④という形で例えば年金保険制度、少子・高齢化対策、介護保険制度、こういったさまざまな施策において関係の審議会の部会等で検討を行う際の基礎資料として利用されているところでございます。

また、このような利用のほかにも高齢社会白書とか、男女共同参画白書とか、いろいろな白書の中で本調査の結果は引用されておきまして、これらを通じ広く国民に本調査の結果が提供されているということでございます。

続きまして、今回の調査計画の変更内容について御説明をさせていただきます。先ほどの「国民生活基礎調査の概要」の裏面を御覧いただければと思います。今回の変更につきましては主に2点ございまして、1点目は調査事項の変更、2点目が調査方法の変更でございます。

まず、この調査事項の変更につきましては、資料の上段に近年の重要課題ということで、1つ目の○に記載してございますとおり、現在、厚生労働省では近年の生活習慣の変化による生活習慣病の増加等の状況を踏まえまして、健康増進法に基づき平成24年に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針、いわゆる健康日本21というものを策定いたしまして、この中で国民の健康増進に関する目標を掲げまして、それを達成するための各種の取組等を行っているところでございます。

厚生労働省では、こうしたような状況に対応いたしまして、国民の健康状態、生活習慣等の実態をよりの確に把握するために調査事項の見直しを行いまして、今回、調査事項の変更案を作成しているところでございます。

具体的には、資料の下段の主な見直しのポイントというところに記載してございますけれども、まず1点目といたしましては最初の○、生活習慣病対策の基礎資料を得るという

ことで、その1つ目のポツに記載しておりますとおり、健康日本21におきましては発症予防等が必要とされる生活習慣病の1つとして、慢性閉塞性肺疾患というものが掲げられたことから、これを通院理由の傷病の1つとして追加するものでございます。ちなみに、慢性閉塞性肺疾患とは、喫煙等を通じまして有害な粒子を吸い込むことにより、肺の炎症が引き起こされて呼吸障害を起こすといった病態でございます。

2点目でございますが、その下の2つ目のポツから4つ目のポツに記載のとおり、健康日本21におきましては政策目標の1つとしまして、睡眠、飲酒、健康習慣に関する目標が掲げられており、これらの実態を把握するために平均睡眠時間、飲酒の状況あるいは健康のために実施している事柄といったものを追加するということです。

3点目は2つ目の○、がん対策推進基本計画のための基礎資料を得るということで、現在、がん検診は市町村とか企業事業所など、さまざまところで行われておるわけですが、職場でのがん検診の受診率というものは必ずしもきちんと把握される仕組みとなっておらず、平成24年に国が策定いたしましたがん対策推進基本計画という中でも、職場でのがん検診の受診実態の把握が課題とされているところでございます。そのようなことから、がん検診の受診状況に係る調査項目の中に、勤め先での受診状況を新たに追加するというところでございます。

4点目は、3つ目の○の制度改正等に伴う変更ということで、その1つ目のポツに記載してございますが、介護保険法の改正により平成24年4月から新たな介護サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス及び複合型サービス、この2種類のサービスが創設されたということで、これらを調査対象介護サービスの中に追加するということがあります。

5点目はその下の2つ目のポツに記載しておりますが、平成24年の労働契約法の改正により、有期雇用契約の通算契約期間が5年を超えたときは無期労働契約に転換できるようになるということで、こうしたことから有期雇用契約者の実態把握が重要といった観点から、従前ございました一般常雇者という区分につき、これを1年以上の有期契約者と無期契約者に分割するということです。

もう一つ、契約社員と嘱託でございますが、これは雇用実態が異なる。契約社員につきましては専門技術的な知見を生かすという形で、契約して働いてもらう形態であるのに対し、嘱託とは定年退職後の方を改めて再雇用する際に採られる形態ということで、両者は雇用実態が異なることから、これも契約社員と嘱託にそれぞれ分割いたします。

6点目は4つ目の○、その他の改善等の2つ目のポツに記載しておりますとおり、今まで申し上げたような形で調査内容の充実を行うということで、これに伴う報告者負担の増加を勘案し、過去の調査でおおむね実態が把握できた事項、例えば健診結果に基づく保健指導といったものですが、そういった一部の調査事項を削除するということであります。これらが調査事項の変更であります。

続きまして、調査方法の変更でございます。これはお手元の資料の「その他の改善等」の1つ目のボツに記載してございますけれども、健康票の回収方式を、調査員が調査世帯から封筒で密封された健康票を回収する方式、いわゆる密封回収方式がこれまでとられていた方式でございますが、こうした密封回収方式から、調査対象世帯から健康票を回収する際に封筒に密封しない方式、いわゆる非密封回収方式に変更するということでもあります。これは今申し上げたとおり、健康票による調査結果は、健康日本21の目標の達成状況の検証に使用される非常に重要なデータになるということ。あるいは健康票による調査結果は近年、高齢者を中心に不詳が徐々に増えつつあるといった状況。こうしたことを勘案いたしまして、調査結果の精度向上を図るために、調査員が健康票を受け取った際に内容確認が可能となるように、従前の密封から非密封に変更するということでもあります。

非常に雑駁な説明で恐縮でございますが、以上が国民生活基礎調査の変更の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございます。

この件は人口・社会統計部会で御審議いただくというふうにしたいと思いますが、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

国民生活基礎調査は、前回の答申の際に宿題が課されていたのではないかと記憶しておりますので、それもあわせて部会で御審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。よろしければ、ただいま申し上げましたように、これは人口・社会統計部会で御審議いただきます。津谷部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。「諮問第46号、法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、政策統括官室から御説明させていただきます。

お手元の資料5を御覧いただきたいと思っております。諮問第46号、法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更というのが、今回御審議いただく案件の名称でございます。

具体的にイメージをつかんでいただくために、恐縮でございますが、資料5の6ページ目を開いていただきたいと思っております。A3の折込の資料がございます。ここに書いている統計調査でございますが、4本の統計調査が書いてございます。法人土地基本調査、法人建物調査、企業の土地取得状況等に関する調査及び法人土地・建物基本調査でございます。一番左と左から2つ目の法人土地基本調査と法人建物調査はいわゆるストック統計調査と位置づけられております。3つ目の企業の土地取得状況に関する調査がいわゆるフローの調査という位置づけでございます。

あらかた御説明しますと、これら色がついていない3つの統計調査を今回一つに統合いたしまして、その後、一番右の色つきの法人土地・建物基本調査にするというのが基本的な今回の調査計画の概要でございます。

これに伴いまして、統計調査が3つ統合した結果である統計も、法人土地基本統計というものではなくて、法人土地・建物基本統計と変更されます。それが今回の諮問の概要でございます。

続きまして、この調査計画の変更の概要につきましては、後ほど国土交通省から詳細に御説明がございまして、したがって、政策統括官室からは、先に法人土地基本統計調査がどのようなものであるか、それから、なぜ今回これらの3つの統計調査を統合する必要があるのか。もう一つ、法人土地基本統計についてはこれまで前身の統計審議会で2回、本統計委員会で1回答申されています。前回平成20年に答申されていますが、そのときの課題を若干御説明させていただくという形にさせていただきます。

恐縮ですけれども「平成20年法人土地基本調査（概要）」という紙を御覧ください。いわゆる統計調査の概要をここに書いてございまして、一番上の四角に目的、沿革が書いてあります。法人土地基本調査は法人の土地の所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにするというのが基本的な目的でございます。これ自体はバブル期に土地基本法が地価抑制の観点から成立しまして、そういう趣旨をくみまして実際は平成5年に第1回が承認統計調査として実施されております。その後、平成10年に前身の統計審議会におきまして指定統計として指定されました。その後、新法後は基幹統計として実施されているものでございます。

参考までに申しますと、先ほど織り込み資料で御説明しました部分の建物調査というのが、この10年の諮問時に附帯調査として実施されております。

調査の時期でございますけれども、これは平成21年調査であれば1月1日、地価公示価格の日に調査が実施されるということでございまして、調査票の発送等はここに書いてあるとおり、9月から10月の間で実施するというものでございます。

調査の対象でございますが、かなりごちゃごちゃ書いておりますけれども、要約すれば国、地方公共団体を除きまして会社法人、いわゆる有限会社を含む株式会社等と会社以外の法人、社会福祉法人ですとか学校法人、独立行政法人といったものが対象でございます。合せて計49万法人が対象でございます。

調査事項は基本的事項として、左側に書いているいわゆるフェイス事項、右側に移りまして所有形態、所有面積等々を法人の方をお願いするという形になっています。

調査の流れはここに書いておりますように、発送自体は国が一括で行いますけれども、回収は国と地方公共団体、都道府県が役割分担してございまして、一定の資本金以上のものは国が回収する、それ以外のは地方公共団体で回収いただいているという形でございます。

このような法人土地基本調査でございますが、どのように利用されているかにつきまして、5 ページを御覧いただきたいと思っております。ここに主な利用状況を書いてございます。大きく言って土地行政に関する基礎資料といたしまして、土地基本法 10 条に基づく土地白書というものを作っておりまして、これは国会報告が必要な法定白書でございまして、そういうものにまず活用する。

土地税制の検討資料、こちらは御案内のとおり各種土地税制の優遇措置等々の対象となっております、その際の基礎的な資料に活用されております。

低・未利用地の利用促進、これは国土交通省の政策で、こういった政策に積極的に活用する。

最近に至っては国際会計基準等との整合性の流れもあって、企業の価値というものが非常に重要視されておりまして、そういう意味で CRE 戦略を検討するとき利用されているということでございます。

加工統計サイドといたしましては、内閣府におきまして国民経済計算、いわゆるここに書いておりますように、所得支出勘定における民間非金融法人等の土地賃借料といったものの算定の基礎資料にされているということでございます。

その他、下のほうに各種の民間機関においても利用例がありまして、いわゆる法に定める重要性及び民間における利用例ということで、基幹統計の要件を満たしているという統計でございます。

それでは、なぜこの3つの統計調査を統合する必要があるかというところでございますが、もう一度6 ページを御覧いただきたいと思っております。基本的に法人土地基本調査、法人建物調査が附帯調査と位置づけられて一体的に実施されていることは御説明申し上げましたが、実はこれらの調査というのは集計上、統計としての連携を確保することを想定して作成されておりませんでしたので、実際に利活用するときになかなか土地と建物がリンクしないという事態が生じていました。

もう一つは、建物調査なのですけれども、実は土地、不動産の有効活用という意味では、建物をかなりしっかり把握しなければいけないのですが、その部分については実は網羅性が欠けておったということがございます。そういった観点がありまして、土地の有効活用という施策を打つにしても、現行の基幹統計と一般統計調査のあり方では、なかなか効果的な施策は打てないということが1つございます。

2 点目でございますけれども、国土交通省における施策の1つといたしまして、今、申しましたストックの統計をベースにして施策を展開するという流れと、もう一つは不動産投資市場というものを想定しまして、具体的な法人が売り買いする土地をどのような意図で、どのくらい売り買いしているかというところを把握しまして、両者あわせて総合的に施策を打つことを今回試みようとしてされていることが背景にあります。

そういう観点から、A3 の紙に書いてある一般統計調査の企業の土地取得状況等に関する調査も実は一緒にしまして、総合的に不動産を把握して施策を展開する必要があるという

こととございます。このような観点で3つを統合した結果が6ページの一番右端の法人土地・建物基本調査として新たに生まれ変わるということが、今回の必要性、目的でございます。

3点目は、これまで法人土地基本調査に関する答申上、どういう課題が出されていたかというところを簡単に御説明いたします。

資料5の後ろに参考資料というものがございまして、御覧いただきたいと思っております。参考2の2ページと3ページでございますけれども、その3ページの下の方「2 今後の課題」を御覧ください。ここには3つの課題が指摘されております。

1つは、いわゆる固定資産課税台帳の活用の余地ということで、統計調査ではなく行政記録を活用して統計を作ったかどうかという1つの指摘でございます。これは前回20年の答申で指摘されたわけでございますけれども、国土交通省でさらに検討を重ねるといって状況になっております。

2つ目は、最近、新聞紙上でも都市部の駅周辺の商業開発に絡みまして、駅の再開発等が行われておりますが、20年当時から本委員会におきまして、いわゆる駅ナカあるいは高速道路のパーキング等もそうなのでございますけれども、そういった商業施設として把握しているものをきちんと把握すべきではないか。そういうことを課題として挙げさせていただいたこととございます。

3つ目、これはいわゆるパネルデータというものでございまして、後ほどまた詳細に説明があると思っておりますけれども、49万法人のうちフロー調査している3.5万法人については、具体的に不動産の流動がわかる。それを追って行って実際正確に集計しまして公表してこうという試みでございます。これについても検討してくださいということも課題に挙げてあります。

簡単でございますが、政策統括官室からは以上でございます。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 続きまして、国土交通省でございます。私のほうから具体的な見直しの内容について御説明させていただきたいと存じますけれども、その見直しの背景なり経緯につきましては今、御説明がございましたとおりですが、バブル崩壊後、土地の所有から利用への政策の方向性の転換ですとか、そういったことが言われて久しいわけですが、最近の状況からしてリーマンショック、欧州の経済危機、東日本大震災の影響などがあって、資産のデフレからの脱却ということが我が国の大きな政策課題になっておるところでございます。

先般7月に閣議決定をされました日本再生戦略においても、不動産投資市場の活性化が重要な政策課題として位置づけられたところとございます。こうした不動産投資市場の活性化を初めとした土地政策を推進する上では、土地を土地だけで平面的に利用状況を捉えるということではなくて、建物を含めて土地の利用状況を立体的に把握していくことがどうしても不可欠でございます。

また、資産デフレからの脱却という政策課題への対応といたしましては、今、御説明がございましたように、ストック政策とフロー政策をうまく組み合わせる必要があるわけですが、そもそも相互補完的な機能ですとか、場合によって相殺的に働いてしまう場合もございますので、それを適時適切、リアルタイムで把握をしながらストックの状況、フローの状況を一体として把握していく必要があるということで、一体的に3つの調査をさせていただきたいという趣旨でございます。

その上で、今、見ていただいております資料5の6ページを見ていただきたいと思います。

6ページ、目的でございますけれども、このところは3調査の統合に伴いまして、これまでの法人土地基本調査の目的をベースにして、それに建物という文言を加えさせていただいて今回の調査の目的とさせていただきます。

調査対象としての客体数でございますが、これも全体としてはこれまでの土地基本調査と同様でございます。

標本設計につきましても、例えば資本金1億円以上の会社法人ですとか、大土地所有法人といった土地所有の状況に大きな影響を与えるような客体については全数調査とするなど、おおむね従来の形を踏襲しながら標準誤差の実績などを勘案いたしまして、会社以外の法人の分類ですとか、抽出率を一部見直しております。

調査方法でございますけれども、今回の調査では会社法人につきましては、調査票の回収等の事務を全て国が行うこととすることで合理化を図りまして、従来1億円未満の資本金の会社法人の回収等をやっていた都道府県の事務の負担は、軽減させていただきたいと思っております。

報告をしていただく、求める期間でございますけれども、記入に際して参考とされることが多い固定資産税の課税明細書の交付時期がおおむね5月ということでございますので、そういったこと等を勘案して、従来の9月中旬からというものを7月上旬からとさせていただきます。

7ページ、調査事項等の中身の部分でございますが、フェイス事項につきましては従前の法人土地基本調査、一番左の部分でございますけれども、これと同じでございますが、3調査を統合いたしましたことによりまして調査客体による記入は1回で済むという形になっております。

次に、新しい調査の調査票Aでございますけれども、これはストックの情報を聞く部分でございます。矢印が表の中に位置づけられておりますので見ていただきますと、これまでの法人土地基本調査を引き継ぐ土地の部分と、法人建物調査を引き継ぐ建物の部分に分かれております。

まず土地のほうでございますけれども、棚卸資産以外の部分で宅地などの土地の所有地を番地、号までお尋ねすることとしております。また、棚卸資産のほうも同じように番地、号まで伺うこととしております。

この表は前回の調査との違いを明らかにするために、便宜的に棚卸資産以外と棚卸資産を分けて書いておりますけれども、実際の今回の調査ではこれを一貫してずっと分けずに書いていただいて、最後に問いのところで棚卸資産かどうかを聞くような形で整理をいたしております。その中で項目としてお聞きする調査事項につきましては、棚卸資産とそれ以外のものと同じ事項にさせていただいているということで、太字の部分に変更になっております。

信託受益権か否かという問いが棚卸資産以外と棚卸資産のところでございます。これについては従来の調査ですと建物調査票が真ん中の表の欄でございますけれども、そこに証券化というものがかなり下のほうに言葉としてあろうかと思えます。従来の調査では建物調査の中で、敷地なり建物が証券化されているか否かをお尋ねしていたわけでございますが、なかなか実際の調査の中では証券化という言葉がわかりづらくて問い合わせが多いとか、結果として誤記入に結びついていることがあったわけでございます。

しかしながら、私どもとしては先ほどの施策との関係で不動産の流動化の状況、証券化の状況を把握しながら不動産投資市場の活性化を図っていくという必要性がございますので、この観点での調査ということで信託受益権という言葉、これは登記等の関係で比較的わかりやすいということでございますので、これをお尋ねするという形に変えて、土地の部分でもお尋ねをしていこうということで、この項目を調査事項とさせていただいております。

建物の部分でございますけれども、②の工場敷地以外にある建物の所有及び利用の状況でございます。延床面積が200平米というところでございますが、ここでは今回の調査では合計床面積をお尋ねしております。基本的に200平米未満の建物は大宗としては住宅であると考えられまして、前回の法人の建物調査では、調査全体として住宅というものを記入の対象外にしていたということがございまして、ここでも棟数のみを伺っておりました。今回の調査では住宅も含めて建物を網羅的に調査する、記入の対象とするということがございますので、200平米未満の建物についても合計値に限りでございますけれども、面積をお尋ねしたいと考えております。

200平米以上の建物というのが次頁にございます。土地と同様に所在地の番地、号までお聞きするとともに、これまでは実際に貸し付けているか否かと、貸付面積だけお尋ねをしておったのですが、今回は貸付目的で所有している部分があるのかないかと、その面積をお尋ねした上で、実際に貸し付けている面積をお聞きするというので、空室率が把握できるのではないかと考えております。

信託受益権については、土地と同じ考え方で調査事項とさせていただいております。

建物の敷地が所有地の場合というのが当然あるわけでございます。ただ、その場合に当該土地については先ほどの土地の調査票の部分で既に記入をさせていただいておりますので、この建物の部分では土地調査票の通し番号だけを転記していただくことにとどめまして、所在地の記入は省略していただくことにさせていただきたいと思っております。その関係

で敷地が所有地の場合と借地の場合とで記入の面を別々にして、誤認が起きないようにしたいと思います。

8 ページ、工場敷地にある建物に関してでございますが、ここも番地、号まで御記入いただくこと、あるいは信託受益権か否かという事項、さらには通し番号方式を採用することについては先ほどの②の工場敷地以外と同じでございます。

その下に調査票Bというものがございます。これまでの企業の土地取得状況等についての調査を引き継ぐ部分で、これまでの調査についてはすぐ左に書いてございます。ここは取得なり売却の状況についてお尋ねをするものでございます。

また、これまでの企業土地調査につきましては、土地基本調査の実施年であっても別調査であるがために、土地の所有状況について確認的にお尋ねをしておりましたけれども、最後に削除と書いてございますが、調査の統合ということで所有状況については当然ながら調査事項からは削除させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

この件はサービス統計・企業統計部会に附議し、御議論いただくことにしたいと思います。御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○竹原委員 全体としてフローあるいはストックを体系的に、あるいは5年毎の調査と隔年調査を一体的にやるという、そういった部分については大変よくわかるのですけれども、ただ、今お伺いした話の中では、基幹統計化することによる被調査対象側、企業、法人側の負荷がどのようになるのか、そのことについては余りよくわからなかったので、部会におかれましてはぜひそういった部分も御検討いただきたいと思います。

○樋口委員長 ほかにどうでしょうか。

確認させてください。私が理解していないのかもしれませんが、横長の6ページにおきまして、今まで3つの調査があったのを1つにしようということですね。3つ目の企業の土地取得状況等に関する調査は毎年やっていたわけです。これを今回は5年に1回にして、見ますと過去1年間の取引を記述するという方式に変えたいということで、そうすると残り4年間はどうなるのか。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 今回の諮問におきましては、25年度の実施の形につきまして諮問がされていると理解しております。26年度以降については今回触れられていないということでございますが、施策的な必要性から見た考え方は、先ほど長々と申した中で極めて重要性、広範性が高いのではないかと考えております。

○樋口委員長 ということは、26年以降、この企業の土地取得状況等に関する調査は残っていくという考えですか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 政策統括官室からお答えします。

先ほど国交省から御説明があったとおり、今回は25年に、一般統計調査を含めて基幹統計化するという話でございます。統計法上、この諮問された基幹統計化の範囲内でご議論

いただくということをごさいますして、それ以降の一般統計調査として実施する話につきましては、今回の諮問審議の場ではなくて、別の場で御議論いただくことになろうかと考えています。

○樋口委員長 ということは、25年だけ統合して、その後は今ここでは付議していないと。どうなるかによって変わってきますね。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 くどいようでごさいますけれども、フローの調査でごさいますので、5年に1回やることについての是非については、ぜひ御議論いただければと思います。

○廣松委員 もちろん部会のほうで十分議論いたしますが、確かに今、御指摘のとおり土地、建物、ストック、フローというある意味で4象限できるわけです。それぞれの扱いに関してどうするかということで、とりあえず今、提案されているところ、あるいは諮問されているのは、その考え方に関して統合するというか、整備をする。そこで調査の方法というか、おっしゃった5年周期にするのか、あるいは必要があって毎年に行うを得ないのか、そこは審議の過程の中で皆さんの御意見を伺いながら詰めていきたいと思っています。

○樋口委員長 私の懸念は、企業の土地取得状況が25年度については基幹統計化され、26年以降、そうするとまた一般統計に戻ってということになっていくのかなど。今の御指摘ですと。ずっとこれを毎年基幹統計化するという事ではないですね。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 それは統計委員会で御審議いただいて、最終的には御判断していただく形になりますけれども、大変くどいようでごさいます。先ほどから申しておりますように、土地政策におけるストックに関する統計あるいはフローに関する統計の重要性については、非常に高いものがあると思っております。その中で26年度以降のフローの調査である企業土地調査のあり方については、十分御議論賜れればと思っております。

○樋口委員長 そうですか。審議するのは25年に限る必要はないのではないかと。この後もしどうしていくのかというのはもちろん審議の中に入ってこないかと、今年度だけですよという話ではないと思っておりますので、その点は御検討いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○安部委員 1点いいですか。私が聞き漏らしたのかもしれませんが、前回の今後の課題のところの1番目に関しては、今回までにどういうことをしたというお答えになるのでしょうか、あるいは何もしていないということでしょうか。

○樋口委員長 お願いします。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 前回いただいた課題への対応については、検討状況の御説明をそれぞれ1～3について、させていただき準備をしております。

○安部委員 具体的にそれが、固定資産台帳等の行政記録の活用という意味ですが、それがその調査票を審議する際に影響するといいますか、それを変えるということは基本的にないという感じで理解してよろしいわけでしょうか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 ただいまの御質問の点ですけれども、今、国土交通省さんから説明されたとおりで、事務局の立場でお答えしますとその辺の検討状況について、今後この場ではなくて、まず部会でどういう形で回答がなされておって、それについての適否を部会で判断させていただいて、場合によっては調査計画に盛り込む等の審議をさせていただくという手順になろうかと思えます。

○樋口委員長 部会で説明いただき、また本委員会で御説明いただくということもあるかと思えますが。

○深尾委員長代理 別件ですけれども、集計事項一覧の中で例えば法人の業種別で都道府県別というデータがあるといいと思うのですが、そういうものはどこかにあるのでしょうか。これは全国編以外に都道府県編みたいなものは作られるのですか。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 都道府県編もご置きます。

○深尾委員長代理 そちらで載ってくるということですね。わかりました。

○樋口委員長 どうも全体の姿がよく見えないので、十分部会のほうで御審議いただきたいと思えます。廣松部会長よろしくお願ひいたします。

それでは、本日諮問を3つほどいただきましたが、どうぞ。

○縣委員 済みません、今、安部先生がおっしゃったことなのですけれども、非常にプリミティブで恐縮ですが、たまたま今日、審議した内容の組み合わせによるのだと思うのですけれども、今日ぐらい複数の調査相互の内容の重複とか、各調査と行政記録情報の重複可能性というものを感じたことはないのです。

ですから、マイナンバーが当初別の目的で導入が企図されておりますし、ビジネスレジスターの話もずっとしておりますし、匿名化も洗練させるということになりますと、こういう問題は今後どういう展望にあるのかということ、どなたか教えていただきたいのです。非常に私は重複の多さを感じているのです。

○樋口委員長 実はこのプロセスにおいて、今回は法人のほうだけ議論になっているのですが、個人のほうも実は似たようなことがあるのです。あわせて日本全体の土地の活用、個人、法人併せ、また、公的部門も併せどうなっているのかというような全体の鳥瞰図をこれで描いていかないとならないだろう。個別調査はそれぞれやっても、全体が見えないのでは意味がないというふうに思って、その体系化をどう考えるかというのは統括官室に御検討いただきたいということを申し上げているのですが。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 委員長御指摘の件は、前回の答申の際にも若干御指摘を受けています。先生方御案内のとおり、法人土地基本調査は法人に関する調査でございます。もう一つ、世帯につきましては統計局のほうで、住宅・土地統計調査というものが別途実施されております。それと、当然我が国の土地の中には行政機関等が保有しているものもございます。そういったものにつきましては行政記録等で把握することを行っておりまして、それは最終的に国土交通省の土地基本統計という、いわゆる加工統計の形でまとめられて把握されてございます。

今回の整理でございますが、政策統括官室といたしましては、これまで法人の土地や建物の統計に関しましてはばらばらに行われたものが1つの統計の体系に収斂していくということで、大きな前進だと考えております。

以上です。

○樋口委員長 基本計画のこともあり、どう体系化するか、何を体系化していくのかということも、この後、御議論になるかと思えます。また、そのときに行政記録の活用ということも重要なこととなりますので、引き続き検討していきたいと思えます。それでよろしいですか。どうもありがとうございました。

以上で本日の議題は終了いたします。最後に私のほうから関係府省の皆様にお願いがございます。

前回の委員会終了後、委員の皆様と今回の施行状況の報告審議及び今後の委員会運営等につきまして懇談を行いました。また、本日もこの後、懇談会を開催し、どうするかということについて議論してまいります。

その中におきまして、次期基本計画の審議等に向けて各府省に御協力いただきたいことが幾つか浮上してきております。例えば統計調査について御説明いただき、理解を深めるべきではないかというような意見もございました。このため、私と事務局のほうで勉強会を設定いたしますが、この勉強会は非公開という形で開催していくことを検討しております。その際、関係府省の皆様におかれましては、ぜひ御協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、次回の日程につきまして事務局から連絡をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会は11月28日水曜日の13時から、本日より同じこの会議室で開催いたします。詳細につきましては別途御連絡いたします。

○樋口委員長 以上をもちまして、第58回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。